

＜対策のポイント＞

中山間地域※において農家所得を確保するため、マーケットや消費者の動向把握、生産・加工・流通・販売の再編（スマートフードチェーンの構築）、国内外の販路拡大に向けた販売戦略の検討等、**地域の農業所得確保に向けた計画の策定と実践を支援**します。

※中山間地農業ルネサンス事業の
地域別農業振興計画を策定済みの地域

＜事業目標＞

中山間地域において、地域資源を活用した商品開発等による付加価値向上や販路開拓に取り組み、事業目標を達成した地区の創出（300地区〔令和12年度まで〕）

＜事業の内容＞

＜事業イメージ＞

1. 中山間地域所得確保推進事業

50百万円

① マーケット調査

国内市場、海外市場に関する調査を支援します。

② 消費者動向調査

調査に必要な商品の製作、農産物、農産物加工品に関する動向調査を支援します。

③ 生産・加工・流通・販売現況調査・分析

地域において、農業生産、農産物加工、それらの流通、販売に関する現況の調査・分析、生産から販売までのネットワークの再構築やスマートフードチェーン構築検討を支援します。

④ 生産・販売戦略の検討

これらの調査結果等を踏まえた国内販売や輸出戦略の検討を支援します。

⑤ 中山間地域所得確保計画の作成

販売額の増加（10%以上）、流通・加工コストの削減（10%以上）のいずれかの目標を設定します。

⑥ 計画の実践・改定（販路拡大、スマートフードチェーンの構築等）

※①～④は地区の実情に応じて選択して実施し、⑤、⑥は必須

2. 関連事業における優先枠の設定

9,633百万円

＜事業の流れ＞



中山間地域所得確保推進事業【50百万円】

中山間地域の所得確保に向けた計画作成に必要な取組を選択して実施

〔対象地域〕 特定農山村地域、振興山村地域、過疎地域、半島振興地域、離島振興地域、豪雪地帯対策特別措置法の特別豪雪地帯、急傾斜地帯、農林統計上の中山間地域 等

計画策定に係る調査・調整や農産物の販売戦略の策定、マーケティング調査など販路拡大の取組等

〔実施期間〕 1年間 〔交付率〕 定額（500万円（上限）／地区）

〔実施主体〕 地方公共団体、農業者団体等

マーケット調査、消費者動向調査

生産・加工・流通・販売現況分析

生産・販売戦略の検討



中山間地域所得確保計画の作成

販路拡大等、計画の実践

関連事業における優先枠の設定【9,633百万円】

以下の事業について、事業実施計画に位置づけた場合には、優先的に採択・配分

- 水田の汎用化・畑地化、畑地・樹園地の高機能化等の推進
- 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（畜産クラスター事業）
- 鳥獣被害防止総合対策

（参考）関連事業におけるその他優遇措置

以下の事業について、事業実施計画に位置づけた場合には、面積要件の緩和などを措置

- 産地生産基盤パワーアップ事業

【お問い合わせ先】 農村振興局地域振興課 （03-3501-8359）